

各計画（国・県・市）の比較一覧			別紙③	
国	県	市		
1 総論 （１）自転車活用推進計画の位置付け（経緯、法律の基本理念など） （２）計画期間（２０２１年５月～２０２５年度） （３）自転車を巡る現状及び課題 ① 都市環境 ② 国民の健康増進 ③ 観光地域づくり ④ 安全・安心 2 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策 〔目標１〕自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成（実施すべき施策） １．地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進 ２．歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進 ３．違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進 ４．公共的な交通であるシェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進 ５．地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進 ６．シェアサイクルの運営、地方公共団体における自転車活用推進計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進 ７．歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組 指 標 ○自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数 【実績値】 89 団体（2020 年度） 【目標値】 400 団体（2025 年度） ○シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数 【実績値】 60 市町村（2020 年度） 【目標値】 240 市町村（2025 年度）	1 総論 （１）自転車活用推進計画の目的と位置付け （２）計画の区域 （３）計画推進期間（２０２３年度～２０２６年度） ※滋賀県基本構想実施計画と整合を図る （４）自転車を巡る現状および課題 ① 都市環境 ② 健康増進・環境保全 ③ 観光振興 ④ 安全・安心 （５）第１次滋賀県自転車活用推進計画の振り返り （６）第１次滋賀県自転車活用推進計画における目標の達成状況と評価 2 自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策 （１）基本方針 ① 本計画の目指すべき姿 「ビワイチ」からひろげる自転車文化 ② 第２次滋賀県自転車活用推進計画の目標 ③ 計画における見直しのポイント（主な社会情勢の変化） ・コロナ過における生活様式の変容（日常や観光における自転車利用の増加） ・環境保全意識の醸成、健康しがの実現 ・観光資源の魅力向上 （２）施策の課題（見直すべき点）、実施すべき施策 〔目標１〕自転車を利用しやすい環境整備 施策１．自転車を利用しやすい環境の向上 措置①計画的な自転車走行空間整備に向けた、自転車ネットワーク計画および市町村版自転車活用推進計画の策定支援 措置②自転車ネットワーク計画による自転車通行空間の整備の推進 措置③違法駐車 of 積極的な取締りの実施 措置④レンタサイクルの推進 措置⑤駐輪場の確保・放置自転車対策の検討 措置⑥公共交通と組み合わせた自転車の利活用についての検討 措置⑦トラブル時のレスキュー体制づくり 指標 1 自転車活用推進計画策定市町数 2022 年度：2 市町 ⇒ 2026 年度：1 0 市町以上	1．計画策定の趣旨と位置付け １．１ 計画策定の趣旨 １．２ 計画の概要 2．草津市の自転車利用の実態と課題 ２．１ 自転車利用環境の現状 ２．２ 自転車利用の現状 ２．３ 自転車への市民ニーズおよび自転車利用のメリット ２．４ 課題および具体的施策の方向性 3．計画の基本方針 ３．１ 計画のコンセプト 自転車に乗り、自転車を知り、自転車を感じるまち 草津 ３．２ 基本方針 ３．３ 各柱の施策 4．具体的な取り組み ４．１ 基本方針①：「安全」を感じる （１）自転車の安全利用の啓発 （２）自転車の安全利用のルール・マナーの周知、徹底 （３）自転車の安全安心利用教育の推進 （４）市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発 （５） “ 「安全」を感じる” 施策の計画 ４．２ 基本方針②：「安心」を感じる （１）自転車の盗難防止の啓発 （２）自転車の保険加入義務化の周知 （３）自転車の点検・整備の促進 （４）ヘルメットの着用の促進 （５）市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発 （６） “ 「安心」を感じる” 施策の計画 ４．３ 基本方針③：「快適」を感じる （１）自転車の走行空間の整備 （２）放置自転車の削減 （３）自転車駐車台数の確保 （４） “ 「快適」を感じる” 施策の計画 ４．４ 基本方針④：「厳しさ」を感じる （１）違反者に対する指導、取締りの強化 （２）損害賠償事例の紹介、啓発 （３）道路交通法違反、罰則の周知、徹底 （４）市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発 （５） “ 「厳しさ」を感じる” 施策の計画 ４．５ 基本方針⑤：「スマート」を感じる （１）自家用車等から自転車への利用転換の推進 （２）公共交通機関へのアクセス性の強化（サイクル&バスライド） （３）自転車の有効活用の推進（シェアサイクル、レンタサイクル） （４）環境や健康にやさしい自転車利用の推進（エコ通勤） （５）市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発 （６） “ 「スマート」を感じる” 施策の計画		

※ 部分：国・県にあつて新たに市にも取り入れるべき施策・措置

各計画（国・県・市）の比較一覧

国	県	市
[目標2]サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 (実施すべき施策) 8. 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進 9. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、障害者や幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進 10. 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進 11. 自転車通勤等を促進するため、広報啓発の強化をはじめ総合的な取組を推進	[目標2] 自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成 施策2. 自転車による健康の増進・環境学習、地域の魅力発券の推進 措置①自転車散策による地域の魅力発見と発信、体験機会の創出 措置②自転車利用に関する健康情報の発信 措置③環境保全意識を醸成する取組 措置④しがCO₂ ネットゼロ社会の実現に向けた取組 施策3. ライフステージに合わせた日常における自転車利用の促進 措置①自転車利用者の年齢層や用途に応じた自転車の種類・タイプの提案 措置②自転車の日常利用、自転車通勤の推進 指標2 成人の週1回以上のスポーツ実施率 2021年度 52.0% ⇒ 2026年度 66.0% 指標3 県民の環境保全行動実施率 2022年度 86.5% ⇒ 2026年度 80%以上	
[目標3] サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 (実施すべき施策) 12. 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進 13. 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進	[目標3] サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化 施策4. 「ビワイチ」の魅力向上と創出 措置①誘客の推進 措置②観光資源の活用 措置③人材の育成等 措置④地域住民・歩行者・サイクリストの安全な利用に関する取組 措置⑤「ビワイチの日」および「ビワイチ週間」の活用 施策5. 「ビワイチ」の受入環境整備 措置①安全な自転車走行空間の確立 措置②インバウンドに対応したルート案内（看板・路面標示等）の整備 措置③観光地・休憩所・トイレ等への案内看板・路面標示の整備 措置④自転車走行空間の適切な維持管理の推進 措置⑤拠点施設等の整備 措置⑥サイクリストの利便性向上 施策6. 「ビワイチ」の魅力発信と推進体制強化等 措置①魅力情報の発信 措置②推進体制の整備、調査等 指標4 自転車通行帯整備延長（県管理道路） 2022年度 16k m ⇒ 2026年度 32k m 指標5 琵琶湖1周サイクリングの体験者数 2021年度 8.4万人 ⇒ 2024年 11万人以上	

※ 部分：国・県にあって新たに市にも取り入れるべき施策・措置

各計画（国・県・市）の比較一覧

国	県	市
〔目標 4〕自転車事故のない安全で安心な社会の実現 (実施すべき施策) 14. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進 15. 高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進 16. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進 17. 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進 18. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進 19. 危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上 20. 都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進 指 標 ○自転車の安全基準に係るマークの普及率 【実績値】 39.8%（2019 年度） 【目標値】 45%（2025 年度） ○自転車乗用中の交通事故死者数 【実績値】 419 人（2020 年） 【目標値】 第 11 次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。（2025 年度） ※本指標については、14～20 の施策に対応 ○自転車技士の資格取得者数 【実績値】 836 人（2019 年度） 【目標値】 4,900 人（～2025 年度） ○自転車損害賠償責任保険等の加入率 【実績値】 59.7%（2020 年度） 【目標値】 75%（2025 年度） 3 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置 4 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 （1）関係者の連携・協力 （2）計画のフォローアップと見直し （3）調査・研究、広報活動等 （4）財政上の措置等 （5）附則に対する今後の取組方針	〔目標 4〕自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり 施策 7. ライフステージに合わせた自転車のルール・マナー啓発の推進 措置①自転車安全教育に関する指導技術の向上 措置②ライフステージに応じた自転車安全教育の充実 措置③交通安全意識向上を図る広報啓発 施策 8. 自転車損害賠償保険、点検整備の促進 措置①自転車保険への加入、TS マークの推進 措置②点検・整備方法等についての啓発 指標 1 自転車乗用中の交通事故発生件数 2022 年 515 件 ⇒ 2026 年 390 件以下 （3）計画のフォローアップと見直し方法 3 自転車活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 （1）関係者の連携・協力 （2）調査・研究、広報活動等 （3）財政上の措置等	5. 各施策の実施に向けて 「自転車安全安心利用促進委員会」へ図り、PDCA サイクルによる進捗管理を実施する。

※部分：国・県にあって新たに市にも取り入れるべき施策・措置